

介護よろずや 豆の家 入居契約書（利用権契約）

（１）利用できる権利の目的物

地 建物 の名称・所在	名称	介護よろずや 豆の家			
	所在地	埼玉県比企郡鳩山町大豆戸154-4			
	建て方	共同建	構造	木造 2階建	工事完了年
			戸数	12 戸	2013年
住 戸 部 分	住戸番号		間取	ワンルーム	
	面積	18.63㎡			
	設 備 等	加齢対応構造等	有		
		台所	無		
		トイレ	専用（水洗）		
収納設備		有			
洗面設備		有			
浴室		無			
シャワー		無			
給湯設備		無			
コンロ		無			
冷暖房設備		有			
緊急通報設備	有				
安否確認設備	無				
設 備 等	使用可能電気容量	30アンペア			
	ガス	無			
	上水道	水道本管より直結			
	下水道	有（浄化槽）			
共 用 部 分	設 備 等	談話室	有 27.94㎡		
		食堂	有 22.35㎡（台所を含む）		
		収納設備	有 9.93㎡		
		浴室	有 4.96㎡（脱衣室を含む）		
		多目的ルーム	有 14.90㎡		
		ランドリー	有 3.31㎡		
		トイレ	有 3.31㎡		
緊急通報設備	有（トイレ・脱衣室）				
附 属 施 設	駐車場	含まない			
	物置	含まない			
	専用庭	含まない			

（２）契約期間



始期（入居予定日）	20 年 月 日
存続及び終了	入居者の死亡に至るまで存続し、かつ、入居者が死亡したときに終了する。

(3) 家賃相当額等

家賃相当額等の支払い方法	額	支払期限
家賃相当額（毎月払い）	42,000 円	当月分を翌月 末 日まで
管理費（毎月払い）	15,000 円 （内訳） 水道光熱費 10,000 円 共益費 5,000 円	当月分を翌月 末 日まで

(4) 状況把握・生活相談サービス・健康管理サービスの内容等

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握サービス 介護よろずや豆の家の建物・敷地内に常駐し、毎日の安否確認と各居住部分に設置されている緊急通報設備により通報があった場合には、できるだけ速やかに駆けつける</li> <li>・生活相談サービス 一般的対応や紹介できる相談に対し、助言を行う 専門的な相談や助言のため、専門家や専門機関を紹介する</li> <li>・健康管理サービス 介護よろずや豆の家での血圧等の測定（1日1回程度） 一般的対応や紹介できる相談に対し、助言を行う 専門的な相談や助言のため、専門家や専門機関を紹介する</li> </ul>		
サービス提供方法	常駐する者及び時間帯	1名	24時間対応
支払い方法	額	支払期限	
毎月払い	6,000 円	当月分を翌月 末 日まで	

(5) 食事提供サービスの内容

サービス内容	・定められた時間に食事を提供のサービスをします。		
食事提供を行う場所と時間	1階 食堂	朝食 昼食 夕食	6:00～7:30 12:00～13:00 17:00～18:30
料金	朝食 350円	昼食 450円	夕食 500円
特別食	治療食等		実費



支払い方法	額	支払期限
毎月払い	39,000円 (30日間利用した場合)	当月分を翌月末日まで

(6) 個別有料サービスの内容

・サービス項目やサービス内容、利用料金については別紙の「個別有料サービス一覧表」でご確認ください。
---

(7) 家賃相当額等・各種サービスの支払い方法

支払方法 (該当する□に チェック)	<input type="checkbox"/> 振込方式 振込先金融機関名： ゆうちょ銀行 預金： 普通 口座番号： 8929093 口座名義人： 株式会社 風翠
	<input type="checkbox"/> 持参方式 (持参先： 介護よろずや 豆の家 )

(8) 事業者及び管理人

事業者 (社名・代表 者)	住所： 〒350-0256 埼玉県坂戸市善能寺176番地 氏名： 株式会社 風翠 代表者： 代表取締役 門倉克稔
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録番号 埼玉知事 第 120022 号

(9) 入居者及び同居人

	入居者	同居人
氏名	氏名	氏名
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
		入居者との続柄

※ サービス付き高齢者向け住宅「介護よろずや 豆の家」が提供する状態把握・生活相談・健康管理サービス、食事提供サービス、個別有料サービスの各種サービスは介護保険サービスではありません。

また、入居者が別途外部の介護保険事業者を選択され介護保険サービスを利用することは自由であり、外部の介護保険事業者を選択されても、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。



- ※ 利用権契約とは、建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分の入居契約と、生活を支援するサービス部分の生活支援サービス契約が一体となっているものです。



(契約の締結)

第1条 事業者(以下「甲」という。)及び入居者(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する利用できる権利の目的物(以下「本物件」という。)及び頭書(4)(5)(6)に記載する状況把握・生活相談・健康管理サービス、食事提供サービス、個別有料サービス(以下、「高齢者生活支援サービス」という。)の内容等について、以下の条項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で高齢者生活支援サービスを終身利用できる利用権契約(以下「本契約」という。)を締結した。

- 2 建物の利用できる権利が終了した場合には、高齢者生活支援サービスの提供も終了するものとする。
- 3 高齢者生活支援サービスの提供が終了した場合には、建物の利用できる権利も終了するものとする。ただし、乙の責によらない事由により高齢者生活支援サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の利用できる権利の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

(契約の始期)

第2条 本契約の始期は、頭書(2)に記載するとおりとする。

- 2 乙は、物件が完成しているなど、入居可能な状態になっていることを前提として、契約期間の始期(入居予定日)に入居することとする。ただし、契約締結後における乙の急な入院などやむを得ない理由があるときは、甲の同意を得て契約期間の始期(入居予定日)を延期することができる。

(契約の存続及び終了)

第3条 本契約は、乙の死亡に至るまで存続し、かつ、乙が死亡した時に終了する。

(使用目的)

第4条 乙は、居住を目的として本物件を使用しなければならない。

(家賃相当額)

第5条 乙は、頭書(3)の記載に従い、家賃相当額を甲に支払わなければならない。

- 2 1か月に満たない期間の家賃相当額は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、家賃相当額を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により家賃相当額が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により家賃相当額が不相当となった場合
  - 三 近傍同種の建物の家賃相当額に比較して家賃相当額が不相当となった場合



(管理費)

第6条 乙は、各住居部分の電気・上下水道等料金（水道光熱費）、及び共用部分である階段、廊下等の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（共益費）（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、管理費を甲に支払うものとする。

- 2 前項の管理費は、頭書（3）の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1か月に満たない期間の管理費は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費が不相当となったときは、協議の上、管理費を改定することができる。

(状況把握・生活相談・健康管理サービスの内容、料金等)

第7条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、状況把握・生活相談・健康管理サービスを提供し、乙は、状況把握・生活相談・健康管理サービスの提供の対価として状況把握・生活相談・健康管理サービス料金を甲に支払うこととする。

- 2 甲は、乙に対し、頭書（4）の状況把握・生活相談・健康管理サービスを提供する。
- 3 乙は、頭書（4）の記載に従い、状況把握・生活相談・健康管理サービス料金を甲に支払わなければならない。
- 4 1か月に満たない期間の状況把握・生活相談・健康管理サービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 5 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活相談サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、状況把握・生活相談・健康管理サービス料金を変更することができる。
- 6 甲は、状況把握・生活相談・健康管理サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
- 7 甲は、状態把握・生活相談・健康管理サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとする。

(食事提供サービスの内容、料金等)

第8条 甲は、原則として施設内において、1日3食の食事を提供できる体制を整え食事を提供し、乙は、食事提供サービスの対価として食事提供サービス料金を甲に支払うこととする。

- 2 甲は、乙に対し、頭書（5）の食事提供サービスを提供する。
- 3 乙は、頭書（5）の記載に従い、食事の提供を受けた場合には定められた料金を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、乙が食事をキャンセルする場合には、乙が原則3日前までに申し出ることにより料金を請求しないものとする。
- 5 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により食事提供サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、食事提供サービス料金を変更すること



ができる。

- 6 甲は、食事提供サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
- 7 甲は、食事提供サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとする。

(個別有料サービスの内容、料金等)

第9条 乙は、別紙「個別有料サービス一覧表」のサービスの提供を受けた場合には定められた料金を甲に支払わなければならない。

- 2 サービスを実施するに当たり、甲は、乙又は連帯保証人の了解をいただかなければならない。
- 3 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により個別有料サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、個別有料サービス料金を変更することができる。
- 4 甲は、個別有料サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
- 5 甲は、個別有料サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとする。

(遅延損害金)

第10条 乙は、家賃相当額、管理費、高齢者生活支援サービスの料金、その他甲に対する債務の支払いを怠ったときには、支払期日の翌日から支払日まで年5、0%の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(鍵の管理)

- 第11条 甲は、本契約締結時に乙に本物件の鍵等を貸与し、乙は、これを本物件の明渡し時に甲に返却するものとする。なお、複製したものがあつた場合は、本数に関わりなく全て甲に返却するものとする。
- 2 乙は、鍵等を善良な管理者の注意を持って保管及び利用しなければならない。
  - 3 乙は、鍵の保管及び利用期間中に紛失、破損したときは、直ちに甲に連絡し、その指示によりこれを取り替える。なお、取替え、修理等に要する費用は乙の負担とする。

(苦情対応)

第12条 乙は、提供された高齢者生活支援サービスに不満がある場合には、下記の苦情申立機関に、苦情を申立てることができます。また、甲は、高齢者生活支援サービスに係る乙の苦情に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

サービス付き高齢者向け住宅に関する窓口



(介護よろずや 豆の家)

担 当 : 門倉 克稔

電話番号 : 049-298-0202

受付時間 : 10:00~16:00

行政機関・苦情受付機関

埼玉県 都市整備部 住宅課 電話 048-830-5562

埼玉県 福祉部 高齢介護課 電話 048-830-3254

埼玉県消費生活支援センター川越 電話 049-247-0888

鳩山町消費生活相談 電話 049-296-5895

(禁止又は制限される行為)

第13条 乙は、本物件の全部又は一部につき、利用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

6 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を使用しなければならない。

(修繕)

第14条 甲は、別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 第5条第1項に規定する家賃相当額支払義務

二 第6条第2項に規定する管理費支払義務

三 第7条第3項に規定する状況把握・生活相談・健康管理サービス料金支払義務

四 第8条第3項に規定する食事提供サービス料金支払義務

五 第9条第1項の個別有料サービス料金支払義務





六 前条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 第4条に規定する本物件の使用目的遵守義務

二 第13条各項に規定する義務

三 その他本契約書に規定する乙の義務

3 甲は、乙が次に掲げる事由に該当した場合には、通知催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき。

二 甲への通知を怠り、1か月以上所在不明になったとき。

三 禁錮以上の刑に処せられることのある犯罪行為を行ったとき。

四 破壊・暴力活動を行う組織その他これらの組織又は団体等への加入、構成員及びそれらの支配下にあると判明したとき。

五 本物件に前号の者や関係者を居住又は出入りさせ、拠点・事務所などに使用し、又はさせたとき、及び本物件等にそれらの名称、称号その他これに類するものを表示、掲示若しくは搬入したとき。

六 本物件等及び近隣において粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者、他の入居者、甲、管理人、従業員等に迷惑、不快感、不安感を与えたとき。

七 乙又はその家族等が、甲、管理人又はそれらの従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき。

(甲からの解約)

第16条 甲は、次のいずれかに該当する場合に限り、埼玉県知事の承認を受けて、乙に対して少なくとも6か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

一 本物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃相当額の価額その他の事情に照らし、本物件を法第7条第1項第1号から第3号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する住宅として維持し、又は当該住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。

二 乙が、本物件に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となったとき。ただし、乙の病院への入院又は心身の状況の変化を理由とする場合には、当該理由が生じた後に、甲及び乙が本契約の解約について合意している場合に限る。

(乙からの解約)

第17条 乙は、甲に対して少なくとも1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1か月分の賃料及び状況把握・生活相談・健康管理サービス料金（本契約の解約後の家賃相当額及び状況把握・生活相



談・健康管理サービス料金相当額を含む。以下この項において同じ。)を甲に支払うことにより解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第18条 乙は、第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに、第16条又は前条の規定に基づき本契約が解約された場合にあっては本契約が終了する日までに、乙の死亡があった場合にあっては乙の同居人のうち乙の配偶者又は60歳以上の親族(本物件の借主である者を除く。以下「同居配偶者等」という。)が本物件に引き続き居住することに反対の意思を表示したとき又は同居配偶者等が第24条第1項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行わなかったときから1か月を経過する日までに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法(次条に規定するものを除く。)について協議するものとする。
- 4 乙の死亡があった場合であって、同居配偶者等が第24条第1項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行ったときは、乙は、本物件の明渡しを行うことを要しない。

(残置物の引取り等)

第19条 乙は、乙の死亡により本契約が終了した後に残置物がある場合に備えて、あらかじめ、当該残置物の引取人(以下この条において「残置物引取人」という。)を定めることができる。

- 2 残置物引取人に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな残置物引取人を定めることができる。
- 3 第1項の規定により残置物引取人を定めた場合にあっては、甲は、乙の死亡により本契約が終了した後遅滞なく、乙又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。
- 4 乙又は残置物引取人は、同居配偶者等が本物件に引き続き居住することに反対の意思を表示したとき又は同居配偶者等が第24条第1項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行わなかったときから1か月を経過する日までに、当該残置物を引き取らなければならない。
- 5 甲は、乙又は残置物引取人が、同居配偶者等が本物件に引き続き居住することに反対の意思を表示したとき又は同居配偶者等が第24条第1項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行わなかったときから1か月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあっては、当該残置物を乙又は残置物引取人に引き渡すことができるものとする。
- 6 甲は、甲の責めに帰すべき事由によらないで前項の残置物の引渡しをなし得ない場合



又は乙又は残置物引取人が当該残置物を受領しない場合若しくは受領し得ない場合には、乙又は残置物引取人が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。

- 7 甲は、乙が残置物引取人を定めない場合にあつては、同居配偶者等が本物件に引き続き居住することに反対の意思を表示したとき又は同居配偶者等が第24条第1項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行わなかったときから1か月を経過したときは、乙が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。また、この場合においては、当該処分の費用を別途請求する。
- 8 甲が本条各項の規定に基づき当該残置物の引渡し又は処分をした場合には、甲は、当該残置物の処理に関して免責されるものとする。

#### (立入り)

- 第20条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を利用しようとする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入り下見をすることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、災害その他により乙又は第三者の生命又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

#### (債務の保証)

- 第21条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 2 乙は、連帯保証人に支障が生じた場合には、甲の承認を得て、新たな連帯保証人を定めるものとする。
- 3 連帯保証人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは、直ちにその旨を、甲に届けるものとする。

#### (緊急連絡先の指定)

- 第22条 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めるものとする。
- 2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあつては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。
- 3 緊急連絡先となる者は、住所・電話番号を変更したときは、直ちにその旨を、甲に届けるものとする。



(同居人の一時居住)

第 23 条 甲は、乙の死亡があった場合においては、乙の死亡があった時から乙の同居人（本物件の借主である者を除く。以下この条において同じ。）がそれを知った日から 1 月を経過する日までの間（同居配偶者等が次条第 1 項本文に規定する期間内に同項本文に規定する申出を行った場合は、乙の死亡があった時から同項本文の規定による契約を締結するまでの間）は、乙の同居人を引き続き本物件に居住させなければならない。ただし、当該期間内に、乙の同居人が死亡し、又は甲に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙の同居人は、甲に対し、本契約と同一の家賃相当額等、高齢者生活支援サービスの料金を支払わなければならない。

(同居配偶者等の継続居住)

第 24 条 甲は、乙の死亡があった場合において、同居配偶者等が乙の死亡があったことを知った日から 1 月を経過する日までの間に甲に対し本物件に引き続き居住する旨の申出を行ったときは、同居配偶者等と終身利用契約を締結しなければならない。ただし、この申出があったときは、同居配偶者等とサービス付き高齢者向け住宅で高齢者生活支援サービスを終身利用できる利用権契約を締結しなければならない。

2 前項のサービス付き高齢者向け住宅で高齢者生活支援サービスを終身利用できる利用権契約の条件は、本契約と同一のものとする。

(守秘義務等)

第 25 条 甲及び高齢者生活支援サービスを行なう者は、サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に在職中・退職後も努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らさないこととする。

(協議)

第 26 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第 27 条 本契約から生じる紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



別表第1（第13条第3項関係）

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五 動物を飼育すること。
六 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること。

別表第2（第13条第4項関係）

一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三 頭書（9）に記載する同居人に新たな同居人を追加すること（別表第3第一号又は第二号に規定する場合を除く。）。

別表第3（第13条第5項関係）

一 頭書（9）に記載する同居人に新たな同居人として介護者を追加すること。
二 頭書（9）に記載する同居人に出生により新たな同居人を追加すること。
三 1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第14条関係）

冷暖房設備の修繕	給水設備の修繕
緊急通報設備の修繕	排水設備の修繕
照明機材の修繕（電球等の取替えを除く）	その他費用が軽微な修繕



下記事業者（甲）と入居者（乙）は、本物件及び頭書（４）に記載する状況把握・生活相談・健康管理サービス、（５）に記載する食事提供サービス、（６）個別有料サービスの内容等について上記のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で状況把握・生活相談・健康管理サービス、食事提供サービス、個別有料サービスが提供されるものに係る利用権契約を締結したことを証するため、本契約書２通を作成し、記名押印の上、各自その１通を保有する。

年 月 日

事業者（甲） 住 所 埼玉県坂戸市善能寺１７６番地  
株式会社 風翠  
氏 名 代表取締役 門倉克稔 印

入居者（乙） 住 所  
氏 名 印

残置物引取人  
住 所  
氏 名 印  
入居者との関係  
電 話 番 号

連帯保証人  
住 所  
氏 名 印  
入居者との関係  
電 話 番 号

緊急連絡先 １  
住 所  
氏 名  
入居者との関係  
電 話 番 号  
携 帯 電 話

緊急連絡先 ２  
住 所  
氏 名  
入居者との関係  
電 話 番 号  
携 帯 電 話



サービス付き高齢者向け住宅

介護よろずや 豆の家 入居契約書



株式会社 風翠